5）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

6）本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来型及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。なお、品質検査員による確認が困難な桁等の工場製作についてはこの限りではない。また、支払条件は「出来高部分払方式」を採用する。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年４月15日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長（以下「局長」という。）から国道404号信濃川橋梁上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者等であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21年度・22年度一般競争参加資格者で鋼橋上部工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体有資格者、特定建設共同企業体の構成員又は経常建設共同企業体の構成員は、平成８年度以降に元請けとして完成した、国、公団、独立行政法人、事業団、都道府県、市町村、高速道路６社、東京港湾横断道路㈱、地方道路公社、旅客鉄道６社、電力10社発注の鋼橋上部工事で、下記１）から５）までの要件を満たす工事において、製作及び架設した工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。なお、共同企業体にあっては、構成員の全てがこの施工実績を有すること。

ただし、当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

１）道路橋（A活荷重・B活荷重又はＴＬ－20以上）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）上部工事であること。

２）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

３）最大支間長が65m以上であること。

４）架設工法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

５）１）から４）は同一工事であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者または、監理技術者を本工事に配置できること（詳細は入札説明書による。）。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成８年４月１日以降に、元請けとして完成した上記⑷に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑷に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

ただし、当該経験が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑺　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書による。）。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　総合評価落札方式に係る技術提案が適正であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制を評価する。

２）技術提案に係る施工計画（技術提案の評価）

①　施工時期制約下における桁架設の確実かつ効率的な施工方法の提案

②　鋼・コンクリート合成床版工における床版コンクリートの品質向上を図るための工夫の提案

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（詳細は入札説明書による。）。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（詳細は入札説明書による。）。

⑷　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次の㋐から㋒のすべての要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。